

<対策のポイント>

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、大規模災害の被害拡大防止に資する国直轄での集中的な復旧整備、まとまったエリア・期間における総合的な防災・減災対策、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の確保に資する緊急輸送道路等への予防保全など、治山対策を効果的・効率的に推進します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落〔令和5年度〕→約60.5千集落〔令和10年度〕）

<事業の内容>

1. 大規模災害の被害拡大防止に向けた国直轄による集中的な復旧整備

複合的な要因による山地災害など、同一地域における大規模災害等による被害の拡大を防ぐため、災害復旧等事業に引き続き、再度災害の発生を防止するため集中的な復旧整備を国直轄で実施します。

2. 社会情勢の変化等を踏まえた治山対策の推進

- ① 山村地域に住む居住者の安全・安心のため、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の確保に資するよう、緊急輸送道路、迂回路の無い道路及び津波避難路への予防保全対策を推進します。
- ② 気候変動の影響による極端な大雪時の被害に備えるため、なだれ危険箇所における、なだれ防止施設の機能強化・老朽化対策を推進します。

このほか、農山漁村地域整備交付金において、

- ③ 地域の防災力強化に向け、まとまったエリア・期間を設定し、地域との調整により策定した全体計画に基づく治山施設の設置と合わせた各種対策による総合的な防災・減災対策を実施します。

（関連事業）特殊地下壕対策災害関連事業

治山施設等の復旧に伴い対策が必要な特殊地下壕等の埋め戻し、防災処理等を実施するものについて、実施期間を令和13年度まで延長します。

<事業の流れ>



※ 国有林、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

<事業イメージ>

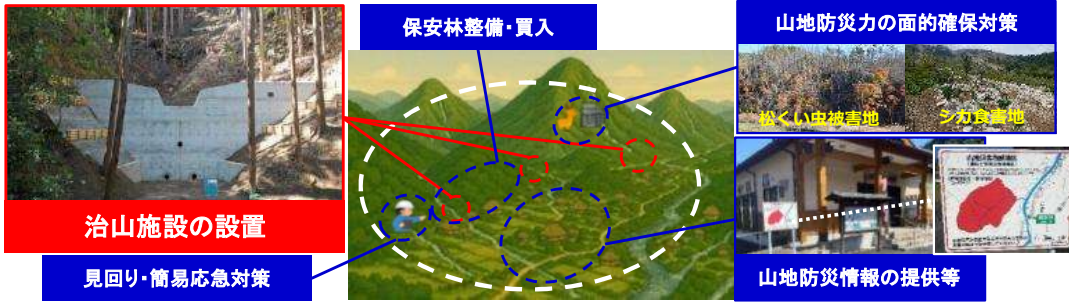
○大規模災害の被害拡大防止に向けた国直轄による集中的な復旧整備



大規模災害の発生

集中的な復旧整備の実施

○社会情勢の変化等を踏まえた治山対策の推進



治山施設の設置

見回り・簡易応急対策

保安林整備・買入

山地防災力の面的確保対策

狭い山腹被害地

シカ食害地

山地防災情報の提供等

まとまったエリア・期間を設定した総合的な防災・減災対策



緊急輸送道路

緊急輸送道路等への
予防保全対策

なだれ防止施設

なだれ防止施設の
効果発揮事例

森林内の特殊地下壕

【お問い合わせ先】

林野庁治山課

(03-6744-2308)